

○函南町工場立地法に基づく準則を定める条例
 令和元年6月21日条例第1号
 函南町工場立地法に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。)第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の定義は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域の設定並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	1	2
	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する工業地域(以下「工業区域」という。)	都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域(以下「市街化調整区域」という。)
緑地の面積の敷地面積に対する割合(以下「緑地面積率」という。)	100分の10以上	100分の10以上
環境施設の面積の敷地面積に対する割合	100分の15以上	100分の15以上

(建築物屋上等緑化施設等の取扱い)

第4条 工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「省令」という。)第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び省令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて、緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が2以上の区域にわたる場合において、第3条の規定を適用するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定を適用する。

(1) 特定工場の敷地に係る工業区域の部分の割合が2分の1を超える場合 第3条の表1の欄

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 第3条の表2の欄

(本町に隣接する地方公共団体の長との協議)

第6条 特定工場の敷地が、本町に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、町長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年7月1日から施行する。

(既存工場等に関する特例)

2 第3条に規定する区域内において、昭和49年6月28日に設置され、又は同日に設置のための工事が行われていた特定工場(以下「既存工場等」という。)において、この条例の施行の日以後に生産施設的面積の変更(生産施設的面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、同条に規定する割合に適合する緑地及び環境施設的面積の算定は、附則別表に掲げる式によって算定するものとする。

3 既存工場等の敷地(前項に規定する場合における生産施設的面積の増加に係る敷地を含む。以下同じ。)が2以上の区域にわたる場合において、附則別表第1の規定を適用するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定を適用する。

(1) 既存工場等の敷地に係る工業区域の部分の割合が2分の1を超える場合 附則別表第1の1の欄

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 附則別表第1の2の欄

4 前項の規定は、既存工場等の敷地が2以上の区域にわたる場合において、附則別表第2の規定を適用するときに準用する。

附則別表第1(附則第2項関係)

既存工場等が、工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)別表第1に掲げる1の業種に属する場合

既存工場等の敷地が存する区域	1	2
	工業区域	市街化調整区域
当該生産施設的面積の変更に伴い設置する緑地の面積	$G \geq (P/\gamma)(0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$G \geq (P/\gamma)(0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。
当該生産施設的面積の変更に伴い設置する環境施設的面積	$E \geq (P/\gamma)(0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma)(0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

(注) この表の算式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設的面積

γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い、最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。以下同じ。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い、最低限

設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計

附則別表第2(附則第2項関係)

既存工場等が、法準則別表第1に掲げる2以上の業種に属する場合

	1	2
既存工場等の敷地が存する区域	工業区域	市街化調整区域
当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (G_0 / S))$ <p>ただし、$\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (G_0 / S)) > 0.1S - G_1 > 0$のときは$G \geq 0.1S - G_1$とし、$0.1S - G_1 \leq 0$のときは$G \geq 0$とする。</p>	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (G_0 / S))$ <p>ただし、$\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (G_0 / S)) > 0.1S - G_1 > 0$のときは$G \geq 0.1S - G_1$とし、$0.1S - G_1 \leq 0$のときは$G \geq 0$とする。</p>
当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (E_0 / S))$ <p>ただし、$\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (E_0 / S)) > 0.15S - E_1 > 0$のときは$E \geq 0.15S - E_1$とし、$0.15S - E_1 \leq 0$のときは$E \geq 0$とする。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (E_0 / S))$ <p>ただし、$\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (E_0 / S)) > 0.15S - E_1 > 0$のときは$E \geq 0.15S - E_1$とし、$0.15S - E_1 \leq 0$のときは$E \geq 0$とする。</p>

(注) この表の算式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係るj業種に属する生産施設の面積

γ_j j業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い、最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地の面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い、最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計